

公 示 日 : 2021 年 4 月 28 日

調達管理番号 : 21a00176

国 名 : ネパール国

担 当 部 署 : 社会基盤部都市・地域開発グループ第二チーム

調 達 件 名 : ネパール国交通計画アドバイザー業務

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 交通計画アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 7 月上旬から 2023 年 6 月下旬まで
- (2) 業務 M/M : 現地 14M/M、国内 1M/M、合計 15M/M
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 10 日、現地業務 90 日、国内整理 1 日
- ・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 170 日、国内整理 1 日
- ・ 第 3 次 国内準備 2 日、現地業務 160 日、国内整理 4 日

※各次の国内準備のうち第 1 次に予定している 10 日について、うち 2 日は 3 回の遠隔会議、第 2 次、第 3 次の国内準備は資料作成を想定。国内整理は報告書の作成を想定。

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 20% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 20% を限度とする。

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します<sup>1</sup>。

- 1) 2021年度末(2022年2月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部  
(2) 見積書提出部数：1部  
(3) 提出期限：2021年5月26日(水) (12時まで)  
(4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年6月8日(火)までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：  
① 業務実施の基本方針 16点  
② 業務実施上のバックアップ体制 4点  
(2) 業務従事者の経験能力等：  
① 類似業務の経験 40点  
② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点  
③ 語学力 16点  
④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	都市交通計画に係る各種調査、技術協力(開発調査型技術協力、技術協
------	----------------------------------

<sup>1</sup> 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

	カプロジェクト) 業務
対象国／類似地域	ネパール／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

カトマンズ市及びその周辺一帯はカトマンズ盆地と呼ばれ、当国の政治・経済・社会の最大の中心地である。カトマンズ盆地の人口は2001年の約160万人から2011年には約247万人に急増し、更に2030年には約374万人に達すると予測されている<sup>2</sup>。人口増加に伴い、オートバイを含めた車両登録台数<sup>3</sup>は2007年の15万台から2017年には57万台に増加し、カトマンズ盆地内では慢性的な道路渋滞や都市環境の悪化といった問題が深刻化している。

こうした状況に対し、JICAはネパール政府からの要請に応じて「カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト」を実施し、2017年に都市交通マスタープラン（目標年次2030年）（以下、「JICA MP」という。）が策定された。JICA MPでは最優先事業として中心市街地の交通集中区間におけるフライオーバー建設を含めた東西軸道路の強化を打ち出すとともに、アウター・リング・ロードの形成及び都市機能の一部の郊外移転、また長期的施策として都市内鉄道を軸とした公共交通システムの拡充を提言した。今後はJICA MPに基づき新たな状況変化も鑑みつつ、関係機関と調整を図りながら、計画的かつ効果的に交通環境改善施策を実施される必要がある。

しかしながら、都市交通セクターの事業は、インフラ交通省（Ministry of Physical Infrastructure and Transport 以下、「MOPIT」という。）に加え、都市開発省、カトマンズ盆地開発公社（Kathmandu Valley Development Authority 以下、「KVDA」という。）、投資庁など多数の機関が関係している。また、2015年の新憲法施行によって導入された連邦制により地方自治体にも機能が分散されており、都市計画との十分な整合性が図られないまま都市交通に係る事業が

<sup>2</sup> 2011年人口は中央統計局（CBS）による国勢調査のカトマンズ市及びバクタプル市、ラリトプル市人口の総計。2030年人口はJICA調査団（2015）「カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト最終報告書」より引用。

<sup>3</sup> 出典：カトマンズ盆地が位置するバクマティ県の登録台数。出典：Details of Registration of Transport Fiscal Year (2014), Department of Transport Management, Ministry of Physical Planning, Works and Transport Management

行われている。かかる状況に対し、現在ネパール政府は全国の各都市において、都市交通政策の策定や効率的な交通ネットワークの運営管理体制の構築を目的として、都市交通を管轄する委員会<sup>4</sup>（Urban Public Transport Authority（仮称）。以下、「UPTA」という。）の設立を計画しており、現在は設立に係る根拠法の制定が進められている。今後はUPTAを中心とした都市交通政策の立案や関係機関の調整等を担うプラットフォームの構築が期待されている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、ネパール国インフラ交通省（MOPIT）をC/P機関とし、UPTAを通じたカトマンズ盆地における都市交通行政に係る政策立案・計画実施・調整体制の構築を支援し、都市計画に対応した都市交通ネットワーク整備事業を推進する。併せて、都市開発分野・都市交通分野に関わる関係省庁との協議・連携も密に行うことが求められる。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### （1）国内準備・整理期間

#### 1）第1次現地派遣前

- ① 要請書及び関連する JICA プロジェクト報告書等の資料から要請内容及びこれまで日本が実施してきた協力内容を把握する。また、関連する他ドナーによる報告書等を参照し、現地状況及び課題を分析、把握する。
- ② JICA と協議のうえで、全体業務計画（各次派遣時の業務計画を含む）についてまとめたワークプラン（和文及び英文）を作成し、JICA 社会基盤部から承認を得る。
- ③ （新型コロナウイルスの感染状況に応じて 8 月末までの渡航が実現しない場合）第 1 次派遣時に想定しているワークプランの C/P 機関への説明を遠隔会議にて実施する。

#### 2）第1次現地派遣帰国後～最終現地派遣前

- ① 毎次派遣からの帰国後に、現地業務期間にかかる業務結果報告書（和文及び英文）を JICA 社会基盤部、JICA ネパール事務所に提出し、報告を行う。
- ② 次回現地業務期間に係るワークプラン（和文及び英文）を更新し、

---

<sup>4</sup> カトマンズ盆地においてはカトマンズ市、バクタプル市、ラリトプル市の3市を包括した組織が設立され、委員は各市長、インフラ交通省の道路局長、交通管理局长、交通事業者の代表者等で構成される見込み。

JICA 社会基盤部、JICA ネパール事務所に提出し、報告する。

3) 最終現地派遣帰国後

- ① 専門家業務完了報告書（和文及び英文）を JICA 社会基盤部、JICA ネパール事務所に提出し、報告を行う。

(2) 現地業務期間

第 1～3 次現地派遣の間に、下記の業務を実施する。

1) 現地業務結果の報告及び次期現地業務計画の確認

- ① 毎次の現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 毎次の現地業務終了時に、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。

2) 都市計画及び都市交通に係る各種機関の組織体制、業務所掌、意思決定メカニズム等の情報収集、調整方法の提案及び調整支援

- ① カトマンズ盆地における都市計画及び都市交通セクターに係る機関（MOPIT, KVDA 等）の組織体制、業務所掌、意思決定メカニズム等の情報を整理し、UPTA を中心とした都市交通整備事業の実施・調整方法について C/P 機関に助言を行う。
- ② UPTA を中心としたカトマンズ盆地内の都市開発事業及び都市交通整備事業の実施状況、将来計画等を共有する体制の構築を支援する。
- ③ 他ドナーによる支援の可能性を含めて、今後の都市交通整備に係る優先事業の検討を支援する。
- ④ 上記優先事業の実施に係るステークホルダー会合等の開催や、事業実施に向けた関係機関の調整を支援する。

3) 都市計画に対応した都市交通ネットワークの整備に向けた関係機関の調整・連携及び技術面での助言・提言

- ① JICA MP 及びカトマンズ盆地の都市計画のレビュー、実施状況等の確認を行い、JICA MP の更新の要否検討及び更新箇所の特定を行う。更新が必要となる場合、関係機関と協議のうえで具体的な更新プロセスについて整理する。
- ② JICA MP で提案された優先プロジェクトを含め、公共交通システムの整備方針に関する情報を収集・分析し、都市計画と整合性の取れ

た公共交通システムの整備に向けた計画作成を支援する。

- ③ 公共交通システム整備計画の実施に向けた関係機関の調整及び実施体制の構築支援を行い、UPTA 等を通じたステークホルダーによる計画承認を支援する。
- ④ パイロット事業として、特定の交通結節点や駅周辺開発、沿線開発において技術的助言・指導を行い、都市計画に対応した公共交通システムの整備に係る機関の能力強化を行う。

各次渡航で実施を想定する大まかな業務は下記のとおり。

	都市計画及び都市交通に係る機関の調整・事業実施支援	都市計画に対応した都市交通ネットワーク整備事業の推進
1 次渡航	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務計画の擦り合わせ</li> <li>・ 関係機関の現状把握</li> <li>・ 関係機関の調整・連携方法に関する検討・助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務計画の擦り合わせ</li> <li>・ 関連計画のレビュー及び実施状況の確認</li> <li>・ JICA MP 修正の要否検討</li> </ul>
2 次渡航	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関の詳細な情報収集、調整・連携方法の検討・提言</li> <li>・ UPTA を中心とした都市計画・都市交通に係る情報共有、意思決定メカニズムの支援</li> <li>・ 都市交通整備に係る優先事業の検討支援</li> <li>・ ステークホルダー会合の開催支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通システム（都市鉄道、BRT 等）の整備方針の確認・検討</li> <li>・ 公共交通システムの計画実施に向けた関係機関の調整、整備計画承認に向けた支援</li> </ul>
3 次渡航	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先事業の実施に向けた関係機関の調整支援</li> <li>・ C/P 機関との擦り合わせを踏まえた最終提言の取り纏め</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パイロット事業を通じた技術的助言・指導</li> <li>・ C/P 機関との擦り合わせを踏まえた最終提言の取り纏め</li> </ul>

#### ※留意事項

・ JICA により「カトマンズ盆地都市交通セクターに係る情報収集・確認調査」が実施済（2018 年～2019 年）。本調査は JICA MP（2017 年）におい

て提案された公共交通計画について、概略的な計画に留まっていた既存路線バスの改善、交差点改良、大量輸送システム等の提案に対し、追加的な調査を実施し、今後我が国による支援対象となり得る事業の検討を行ったものであり、本専門家の業務開始にあたっては本調査の最終報告書について確認することが望ましい。

・ JICA MP において短期的な優先事業として提案された円借款事業「カトマンズ交差点改良計画」の準備調査が現在実施中（2020 年～2021 年）。JICA MP の実施状況確認や実施上の課題把握の観点から、関係者のヒアリングを通じた情報収集等の活動が期待される。

・ 本専門家派遣は、カトマンズ盆地における中長期的な都市交通環境改善を目的とした事業として位置付けられ、このために必要な活動を行うことが期待される。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### （１）ワークプラン（全体及び各派遣時）

・ 英文 3 部（JICA 社会基盤部、JICA ネパール事務所、C/P 機関（MOPIT）へ各 1 部）

・ 和文 2 部（JICA 社会基盤部、JICA ネパール事務所へ各 1 部）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

### （２）現地業務結果報告書

・ 英文 3 部（JICA 社会基盤部、JICA ネパール事務所、C/P 機関（MOPIT）へ各 1 部）

・ 和文 2 部（JICA 社会基盤部、JICA ネパール事務所へ各 1 部）

各派遣終了時に JICA 社会基盤部及び JICA ネパール事務所に提出し、報告する。ただし、最終渡航時の現地業務結果報告書（和文）は（３）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、最終渡航時の現地業務結果報告書（英文）は、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

### （３）専門家業務完了報告書

・ 和文 2 部（JICA 社会基盤部、JICA ネパール事務所）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文及び英文）を作成し、2023 年 6 月 9 日までに JICA 社会基盤部及び JICA ネパール事務所に提出し、報告する。C/P 機関を指導して作成された資料は、各次報告書に参考資料として添

付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ネパール⇒日本を標準とします。2021年4月現在、カタール経由、シンガポール経由及び直行便が運航しています。

### (2) 一般業務費

以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

車両関連費（通勤を除く業務用）：2,223,000円

通信・運搬費（携帯電話通信費）：210,000円

資料等作成費（作成資料印刷費）：53,000円

雑費（ステークホルダー会合等開催費）：300,000円

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた渡航が2021年9月以降に実現することを前提として、2021年9月～2023年6月の期間での現地業務を提案してください。第1次現地業務は2021年9月中に開始することとし、それ以降は「2. 契約予定期間等（1）全体期間」に記載の範囲内で「7. 業務の内容」をより効率的に実施できるよう、提案してください。但し、現地M/M、国内M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

#### ③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：なし



- イ) 宿舎手配：なし
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との初回の協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：インフラ交通省道路局内における執務スペースの提供あり。

## (2) 参考資料

- ① 本案件に関連する以下の資料はJICA図書館でご確認願います。
  - 「ネパール国カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト最終報告書(和文要約)」  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031927.html>
  - 「ネパール国カトマンズ盆地都市交通セクターに係る情報収集・確認調査(有償勘定技術支援)最終報告書」  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041177.html>
- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール
    - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
    - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAネパール事務所及び在ネパール日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機

関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上